



厚生労働省
岐阜労働局発表
平成31年4月9日（火）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業対策課
	職業対策課長 水端 盛仁
	地方障害者雇用担当官 坂井 能子
	電話 058-245-1314 FAX 058-245-3105

報道関係者 各位

平成30年 障害者雇用状況の集計結果

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報告を求めています。

岐阜労働局では、このほど、岐阜県の民間企業における、平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】〔平成30年6月1日現在〕（ ）内は、前年数値

＜民間企業＞{法定雇用率2.2%}

- ・雇用障害者数は、6,312.5人（前年比10.1%増加）、過去最高を更新。
- ・実雇用率は2.14%（2.02%）と前年比0.12ポイント上昇【全国2.05%】
- ・法定雇用率達成企業の割合は54.8%（58.4%）と前年比3.6ポイント下降

【岐阜労働局・ハローワークの取組】

事業所の障害者雇用への取組状況に応じた、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に向けて、引き続き指導を実施していく。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 6,312.5人で、前年より10.1%（579.5人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は3,663.0人（前年は3,595.5人、前年比1.9%増）、知的障害者は1,979.0人（同1,685.0人、同17.4%増）、精神障害者は670.5人（同452.5人、同48.2%増）と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.14%（前年は2.02%）、法定雇用率達成企業の割合は54.8%（同58.4%）であった。

〔総括表、グラフ①②、詳細表①〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～50人未満規模企業が69.5人、50～100人未満規模企業が1,090.5人（前年は913.5人）、100～300人未満が1,875.0人（同1,741.5人）、300～500人未満が594.5人（同551.5人）、500～1,000人未満が673.0人（同638.0人）、1,000人以上が2,010.0人（同1,888.5人）で、全ての企業規模で前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、45.5～50人未満規模企業で1.47%、50～100人未満が2.03%（1.81%）、100～300人未満が2.19%（2.04%）、300～500人未満が2.00%（1.90%）、500～1,000人未満が2.20%（2.10%）、1,000人以上が2.21%（2.12%）と全企業規模で前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～50人未満規模企業で47.0%、50～100人未満規模企業が54.8%（54.7%）、100～300人未満が58.6%（63.9%）、300～500人未満が42.4%（56.0%）、500～1,000人未満が52.2%（56.5%）、1,000人以上が51.6%（56.3%）と100人以上企業規模で前年より下降した。

〔詳細表②〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別に雇用されている障害者の数をみると、「建設業」が86.0人、「製造業」が2,197.0人、「情報通信業」が36.0人、「運輸業、郵便業」が510.0人、「卸売業、小売業」が728.5人、「金融業、保険業」が283.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が66.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が57.5人、「生活関連サ

ービス業、娯楽業」が381.5人、「教育、学習支援業」が 46.5人、「医療、福祉」が896.0人、「サービス業」が846.5人、「その他」（「農業、林業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス事業」）が177.0人で、「情報通信業」、「宿泊業飲食サービス業」が前年より減少した。

- 産業別の実雇用率では、「生活関連サービス、娯楽業」（2.75%）、「医療、福祉」（2.57%）、「サービス業」（2.23%）の3業種が法定雇用率を上回っている。

[詳細表③]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 平成30年の法定雇用率未達成企業は716社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）は69.4%（497社）と過半数を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、未達成企業に占める割合は、60.6%（434社）となっている。

[詳細表④]

平成30年6月 1 日現在における障害者の雇用状況（総括表）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	295,156.5 人	6,312.5 人 [5,322 人]	2.14 %	868 / 1,584	54.8 %
	(284,108.0 人)	(5,733.0 人)	(2.02 %)	(839 / 1,437)	(58.4 %)
全国(30年)	26,104,834.5 人	534,769.5 人	2.05 %	46,217 / 100,586	45.9 %

※ [] は実人員。

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注 3 () 内は、平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

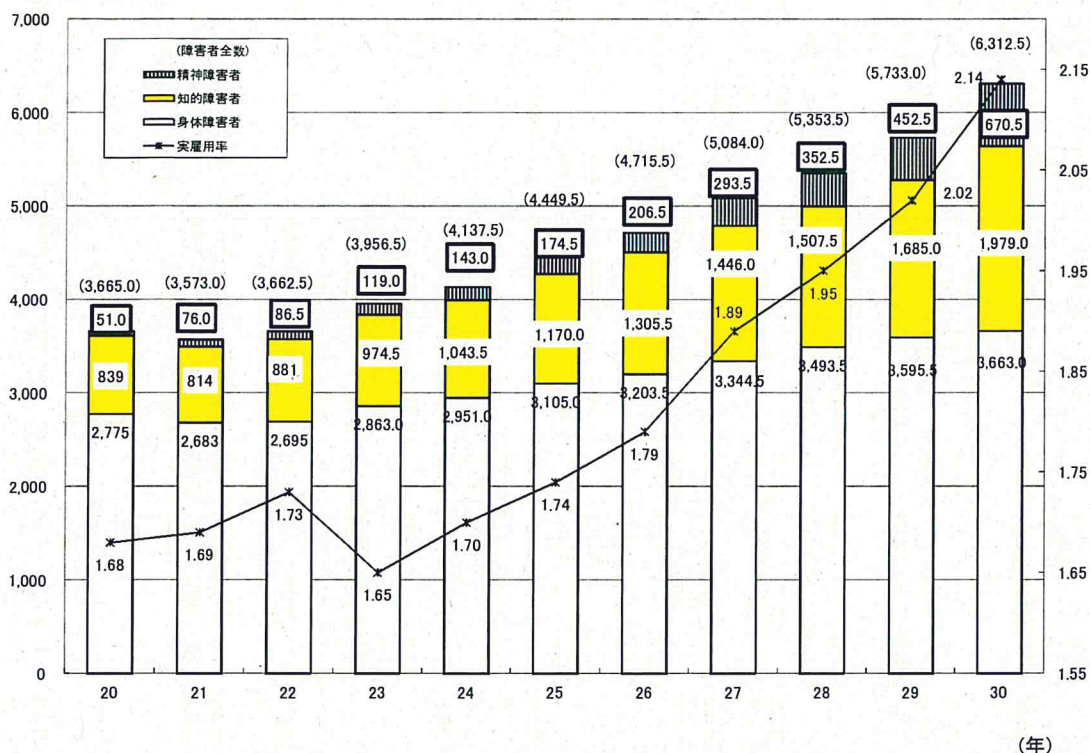
民間企業における障害者の雇用状況【岐阜労働局】

【グラフ①】

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

<雇用障害者の数(人)>

<実雇用率(%)>



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降
平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降

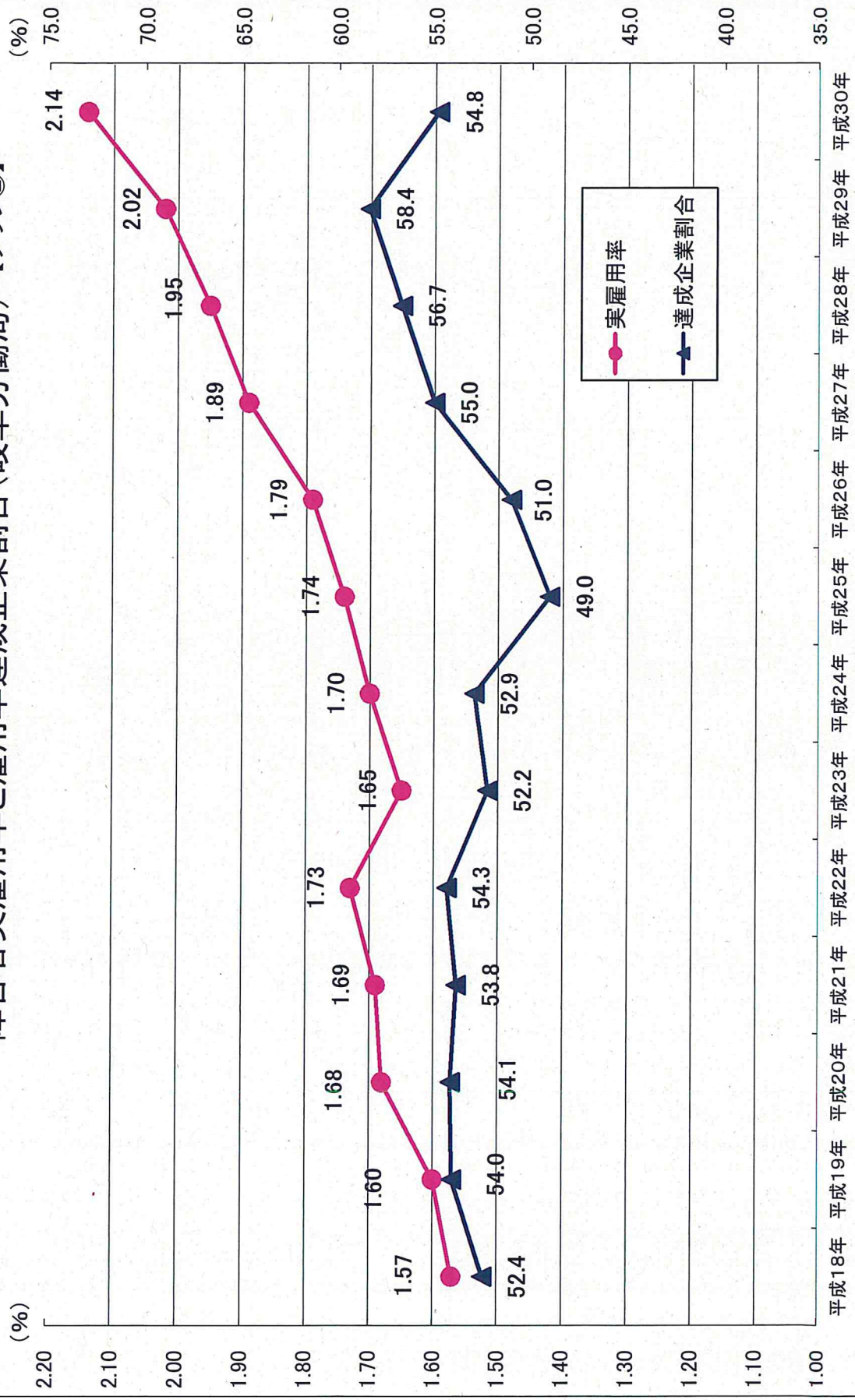
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者 ※
身体障害者である短時間労働者
（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
知的障害者である短時間労働者
（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

障害者実雇用率と雇用率達成企業割合（岐阜労働局）【グラフ②】

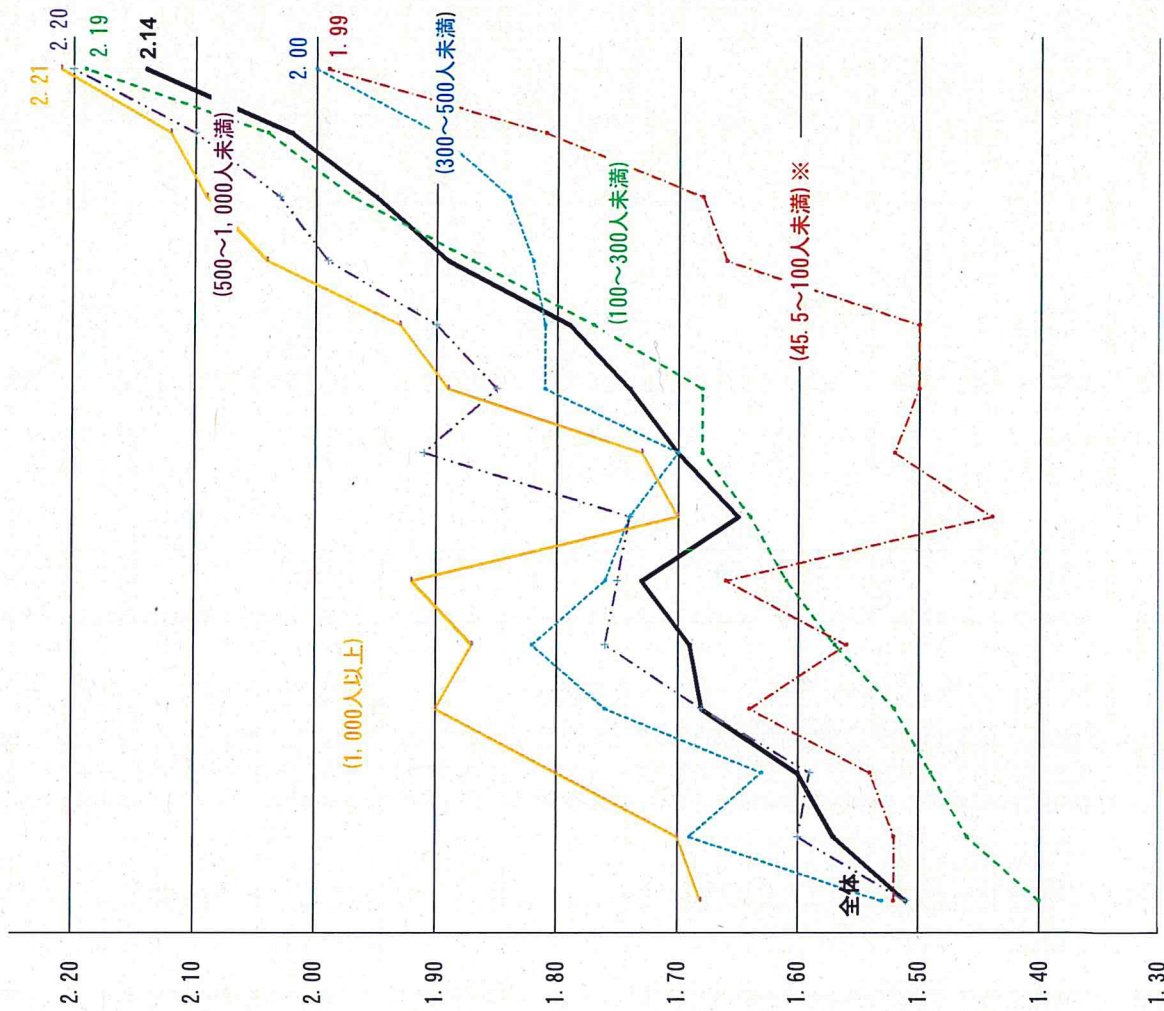


(2) 企業規模別実雇用率

(3) 企業規模別達成企業割合

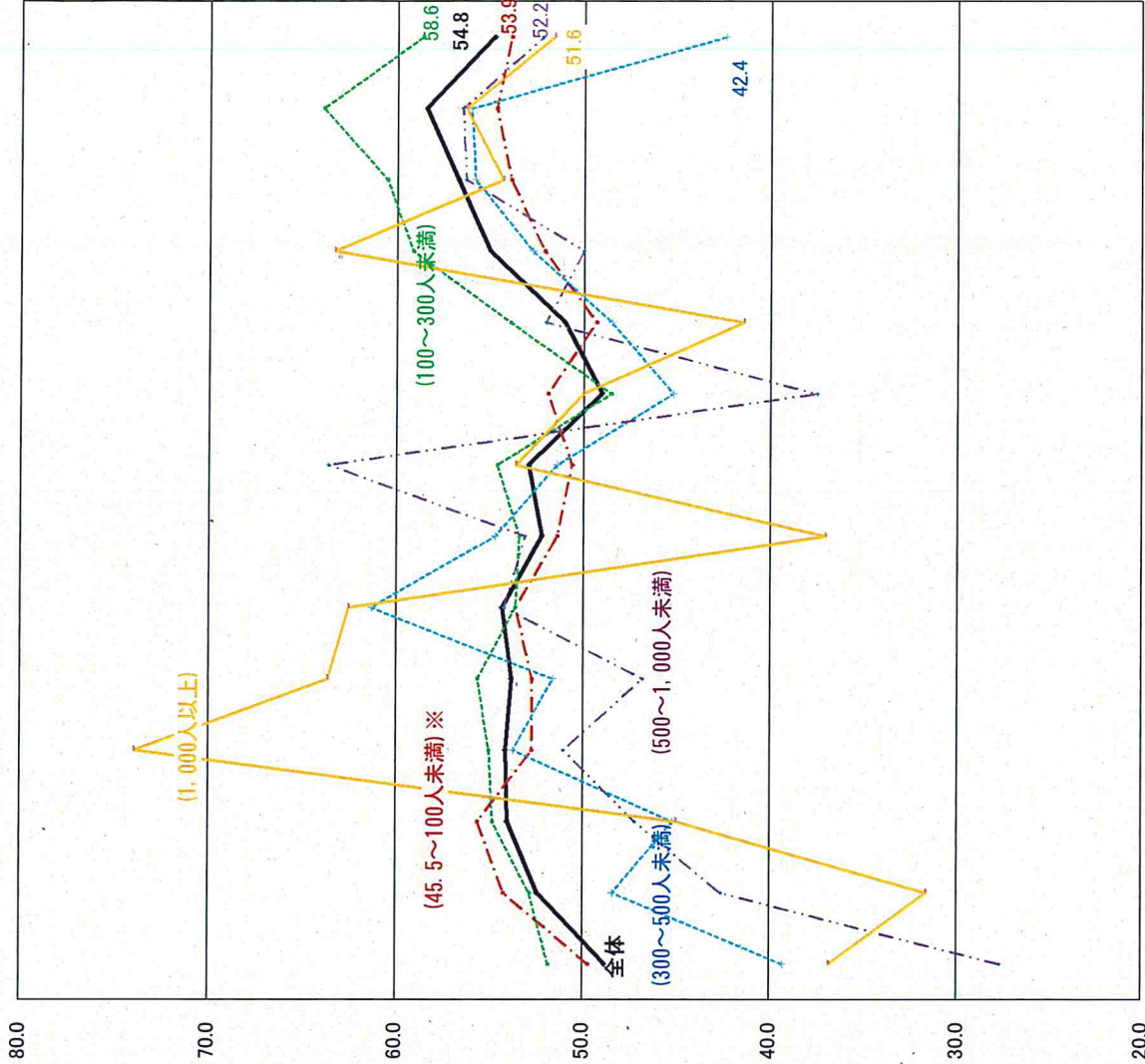
各年6月1日現在

各年6月1日現在



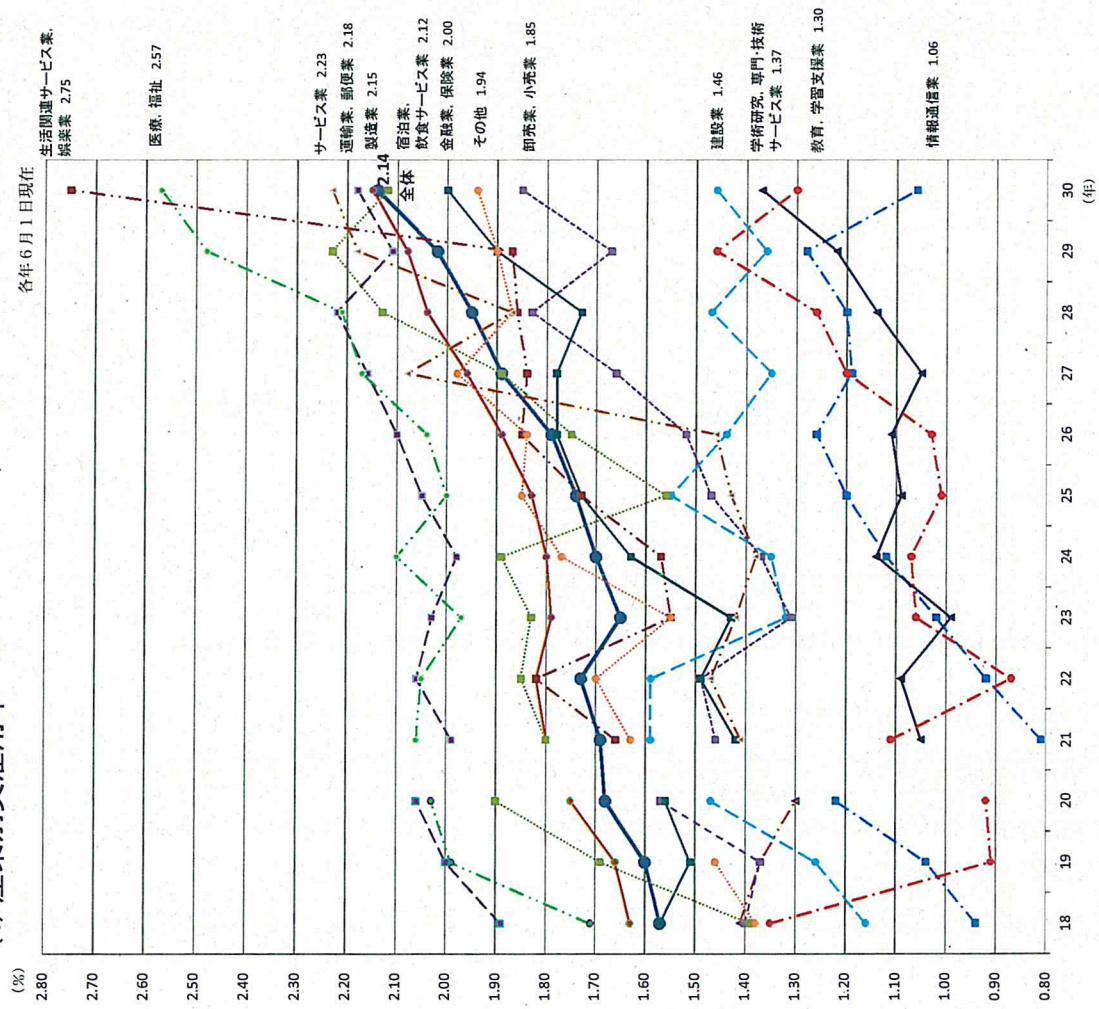
※平成24年までは56~100人未満, 平成29年までは50~100人, 平成30年からは45.5~100人

(%)

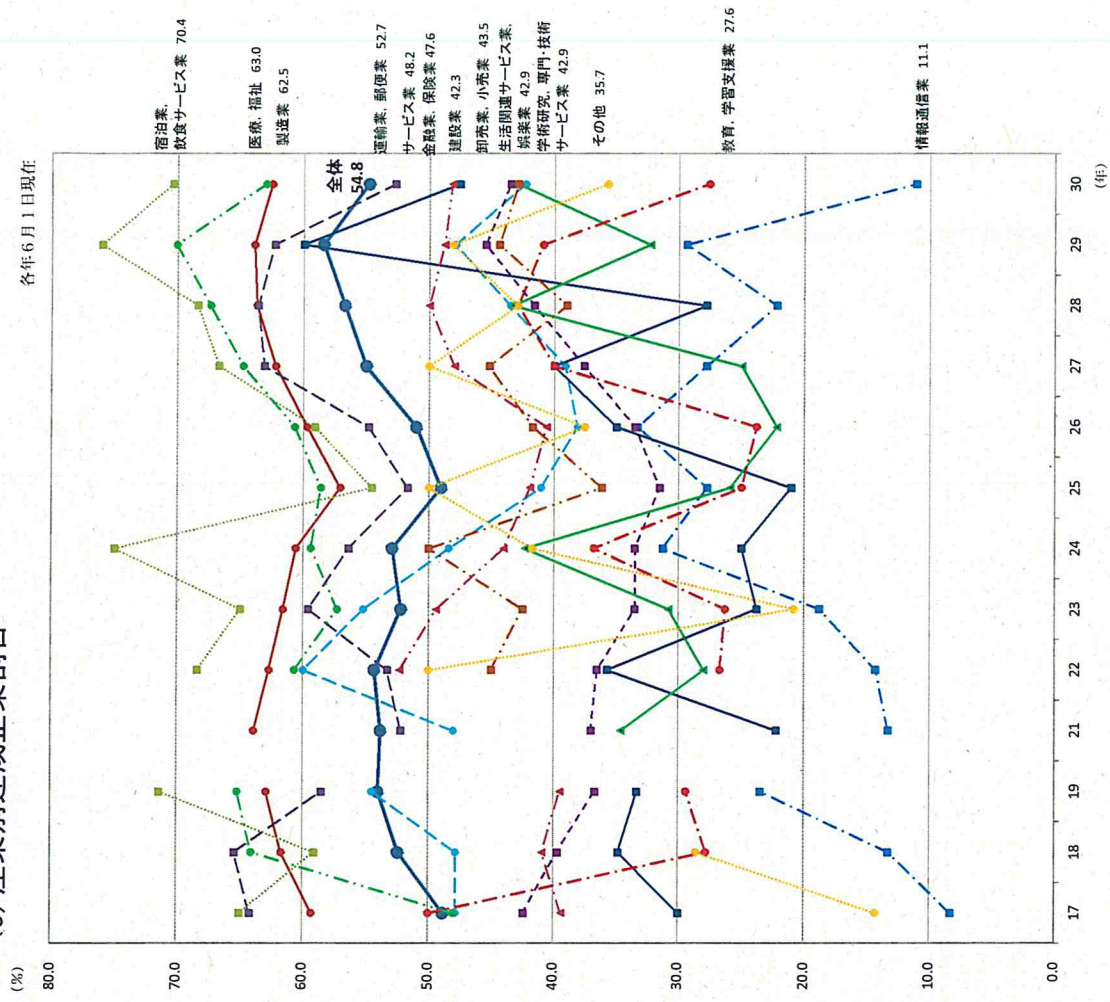


※平成24年までは56~100人未満, 平成29年までは50~100人, 平成30年からは45.5~100人

(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、該当企業のない産業は除いている。
 2 平成21年より産業分類が変更になっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人〔50人〕以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人〔43.5人〕以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人〔45.5〕以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\begin{array}{l} \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\ + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \end{array}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

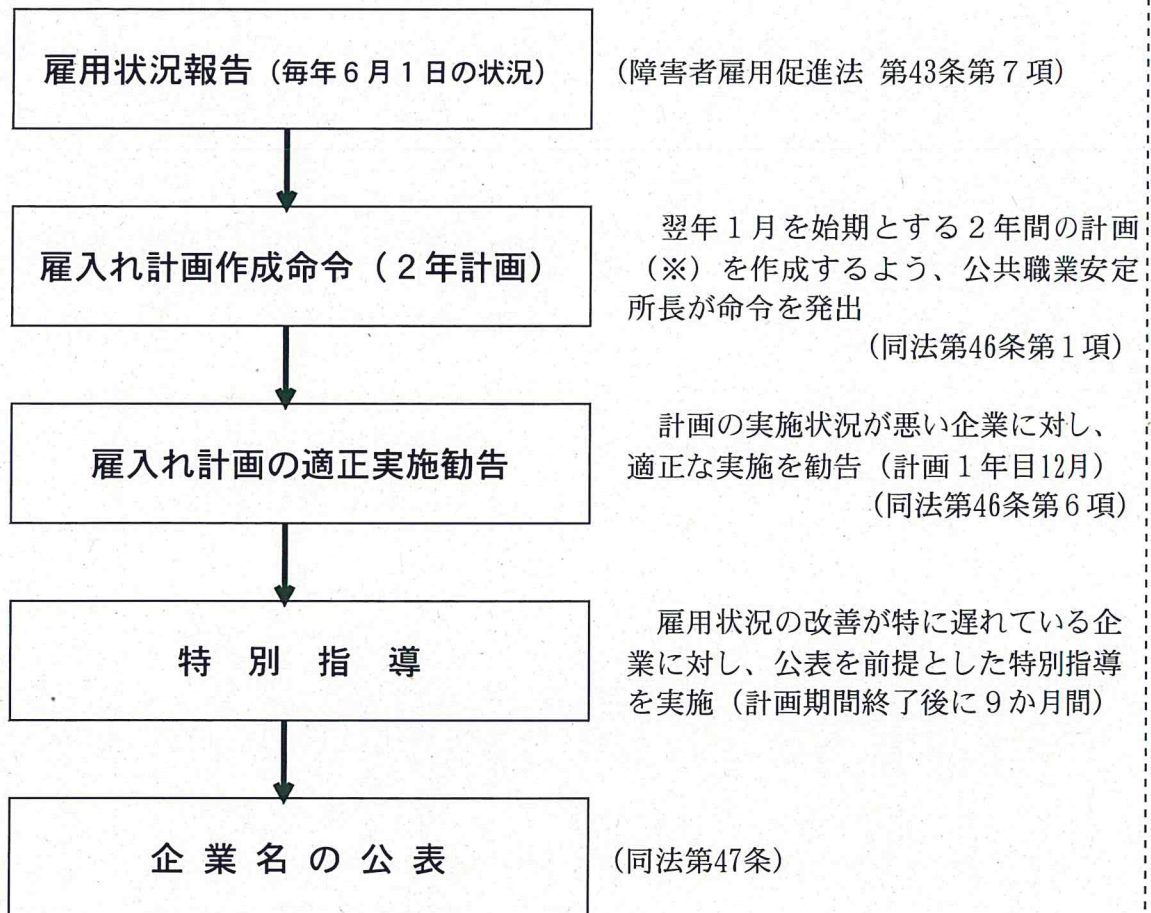
※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕（全国の状況）

- 平成29年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 179社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社
 - * 「特別指導」の実施 23社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社（29年度）
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社（再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）、
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2%）

- (1) 概況 ①
- (2) 企業規模別の雇用状況 ②
- (3) 産業別の雇用状況 ③
- (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 ④

民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率2.2%)

【詳細表 ①】

(1)概況

①概況

① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
1,584	295,156.5	1,280	205	3,258	579	6,312.5	2.14	868	54.8
(1,437)	(284,108.0)	(1,189)	(185)	(2,835)	(670)	5,733.0	2.02	(839)	(58.4)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a+b+c+d	f. うち新規雇用分	a. 重度身体障害者	b. 身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a+b+c+d	f. うち新規雇用分	g. 精神障害者	h. 精神障害者
埼玉県	6,312.5 (5,733.0)	901 (881)	146 (126)	1,578 (1,570)	274 (275)	3,663.0 (3,595.5)	273.5 (324.5)	379 (303)	59 (59)	1,065 (923)	1,979.0 (1,685.0)	205.0 (201.5)	449 (342)	277 (221)
													166 (107.0)	198.0 (107.0)

【(1)①表の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外章相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であり、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

【(1)②表の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄及び④のf欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(注5参照)に該当する者を除く。である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④a欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④b欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であり、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④f欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

【詳細表 ②】

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用者数の 算定の基礎となる労働者数		③ 雇者の数				④ 雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用者 数	⑥ 法定雇用率 E÷⑤×100
		A.重度身体障害者及び重度知的障害者 労働者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者並びに 知的障害者である短時間労働者 (注1)	C.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに 知的障害者である短時間労働者 (注2)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者 労働者	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用 者			
規模計	1,584 (1,437)	295,156.5 (284,108.0)	1,280 (1,189)	3,258 (2,835)	579 (670)	6,312.5 (5,733.0)	677.5 (633.0)	2.14 (2.02)	868 (839)	54.8 (58.4)
45.5～100未満	878 (726)	58,347.5 (50,364.5)	196 (153)	663 (515)	128 (141)	1,160.0 (913.5)	138.0 (125.5)	1.99 (1.81)	473 (397)	53.9 (54.7)
100～300未満	544 (549)	85,646.5 (85,173.0)	389 (359)	940 (851)	164 (185)	1,875.0 (1,741.5)	167.0 (217.0)	2.19 (2.04)	319 (351)	58.6 (63.9)
300～500未満	85 (84)	29,667.5 (29,089.5)	120 (119)	322 (284)	39 (41)	594.5 (551.5)	73.5 (66.0)	2.00 (1.90)	36 (47)	42.4 (56.0)
500～1,000未満	46 (46)	30,648.5 (30,320.5)	150 (130)	327 (312)	54 (76)	673.0 (638.0)	65.0 (69.5)	2.20 (2.10)	24 (26)	52.2 (56.5)
1,000以上	31 (32)	90,846.5 (89,180.5)	425 (428)	1,006 (873)	194 (227)	2,010.0 (1,888.5)	234.0 (155.0)	2.21 (2.12)	16 (18)	51.6 (56.3)

注 (1)(2)の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 雇者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a+b+c+d	f.うち新規雇用者	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a+b+c+d	f.うち新規雇用者
規模計	6,312.5 (5,733.0)	901 (881)	146 (126)	1,578 (1,570)	274 (275)	3,553.0 (3,595.5)	273.5 (324.5)	379 (308)	59 (59)	1,065 (923)	194 (174)	1,979.0 (1,685.0)	206.0 (201.5)
45.5～100未満	1,160.0 (913.5)	134 (109)	31 (14)	332 (319)	52 (45)	657.0 (573.5)	62 (44)	62 (44)	10 (8)	187 (136)	46 (39)	344.0 (251.5)	159.0 (88.5)
100～300未満	1,875.0 (1,741.5)	273 (280)	52 (56)	484 (473)	92 (98)	1,128.0 (1,138.0)	116 (79)	116 (79)	23 (24)	315 (264)	49 (46)	594.5 (469.0)	152.5 (134.5)
300～500未満	594.5 (551.5)	98 (97)	10 (6)	184 (176)	21 (23)	400.5 (387.5)	22 (22)	22 (22)	3 (3)	90 (80)	10 (6)	142.0 (130.0)	52.0 (34.0)
500～1,000未満	673.0 (638.0)	115 (105)	8 (14)	156 (168)	21 (27)	404.5 (405.5)	35 (25)	35 (25)	11 (14)	107 (108)	23 (27)	199.5 (185.5)	69.0 (47.0)
1,000以上	2,010.0 (1,888.5)	281 (290)	45 (36)	422 (434)	88 (82)	1,073.0 (1,091.0)	144 (138)	144 (138)	12 (10)	366 (335)	66 (56)	699.0 (649.0)	238.0 (148.5)

注 (1)(2)の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

【詳細表 ③】

区分	① 企業数 (企業)	② 法定雇用障害者の数 (法定の施設に在る労働者数)	③ 障害者の数				④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率		⑥ 法定雇用率 (達成企業の割合)
			A 重度身体 障害者及び 知的障害 者	B 重度身体 障害者及び 知的障害 者 時間労働者	C 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者 (注1)	D 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者 パート労働者	E 計 A×2+B+C+D E÷①×100	%	企業 数	%	
産業計	1,584 (1,437)	295,156.5 (284,108.0)	1,280 (1,189)	205 (185)	3,258 (2,835)	579 (670)	6,312.5 (5,733.0)	677.5 (633.0)	2.14 (2.02)	868 (839)	54.8 (58.4)
建設業	52 (48)	5,903.0 (5,890.0)	19 (16)	0 (0)	47 (44)	2 (3)	86.0 (77.5)		1.46 (1.36)	22 (23)	42.3 (47.9)
製造業	634 (598)	102,039.0 (99,313.5)	495 (482)	21 (18)	1,160 (1,055)	52 (52)	2,197.0 (2,063.0)		2.15 (2.08)	396 (382)	62.5 (63.9)
情報通信業	18 (17)	3,390.5 (3,294.0)	9 (13)	3 (2)	15 (14)	0 (0)	36.0 (42.0)		1.06 (1.28)	2 (5)	11.1 (29.4)
運輸業、郵便業	74 (61)	23,438.5 (22,357.0)	100 (93)	14 (17)	274 (243)	44 (51)	510.0 (471.5)		2.18 (2.11)	39 (38)	52.7 (62.3)
卸売業、小売業	209 (187)	39,311.0 (37,425.0)	124 (112)	28 (24)	397 (296)	111 (159)	728.5 (623.5)		1.85 (1.67)	91 (85)	43.5 (45.5)
金融業、保険業	21 (20)	14,172.5 (14,397.5)	74 (74)	4 (5)	122 (110)	19 (21)	283.5 (273.5)		2.00 (1.90)	10 (12)	47.6 (60.0)
学術研究、専門・技術サービス業	35 (31)	4,853.0 (4,582.0)	14 (12)	0 (0)	37 (30)	3 (4)	66.5 (56.0)		1.37 (1.22)	15 (10)	42.9 (32.3)
宿泊業、飲食サービス業	27 (25)	2,711.5 (2,707.5)	7 (8)	2 (2)	34 (37)	15 (11)	57.5 (60.5)		2.12 (2.23)	19 (19)	70.4 (76.0)
生活関連サービス業、娯楽業	56 (45)	13,890.0 (13,019.5)	104 (58)	9 (9)	151 (105)	27 (26)	381.5 (243.0)		2.75 (1.87)	24 (20)	42.9 (44.4)
教育、学習支援業	29 (22)	3,563.5 (3,159.5)	12 (12)	2 (1)	18 (19)	5 (4)	46.5 (46.0)		1.30 (1.46)	8 (9)	27.6 (40.9)
医療、福祉	262 (231)	34,894.0 (32,493.5)	152 (150)	70 (62)	433 (349)	178 (191)	896.0 (806.5)		2.57 (2.48)	165 (162)	63.0 (70.1)
サービス業	139 (125)	37,878.0 (36,526.0)	130 (119)	44 (36)	486 (454)	113 (137)	846.5 (796.5)		2.23 (2.18)	67 (61)	48.2 (48.8)
その他	28 (27)	9,112.0 (9,155.0)	40 (40)	8 (9)	84 (79)	10 (11)	177.0 (173.5)		1.94 (1.90)	10 (13)	35.7 (48.1)

注 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

① 区分	②身体障害者の数				e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	③知的障害者の数				g. 精神障害者 数	h. 精神障害者 である短時間労働者	i. のうち (注5)に 該当する 者	j. 計 c+(d-e)× 0.5	k. うち新規雇用 分			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者以外 の身体障害者	c. 重度身体障害者 である短時間労働者	d. 重度身体障害者以外 の身体障害者			a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者以外 の知的障害者	c. 重度知的障害者 である短時間労働者	d. 重度知的障害者以外 の知的障害者								
産業計	6,312.5 (5,733.0)	901 (881)	146 (126)	1,578 (1,570)	274 (275)	3,663.0 (3,595.5)	273.5 (324.5)	379 (308)	59 (59)	1,065 (923)	194 (174)	1,979.0 (1,685.0)	206.0 (201.5)	449 (342)	277 (221)	166 (-)	670.5 (452.5)	198.0 (107.0)
建設業	86.0 (77.5)	19 (16)	0 (0)	40 (41)	2 (3)	79.0 (74.5)		0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)		5 (3)	0 (0)	0 (-)	5.0 (3.0)	
製造業	2,197.0 (2,063.0)	351 (352)	15 (10)	575 (578)	31 (29)	1,307.5 (1,306.5)		144 (130)	6 (8)	432 (379)	18 (10)	735.0 (652.0)		141 (98)	15 (13)	12 (-)	154.5 (104.5)	
情報通信業	36.0 (42.0)	8 (13)	3 (2)	11 (11)	0 (0)	30.0 (39.0)		1 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	4.0 (1.0)		2 (2)	0 (0)	0 (-)	2.0 (2.0)	
運輸業、郵便業	510.0 (471.5)	85 (82)	11 (13)	192 (189)	28 (29)	387.0 (380.5)		15 (11)	3 (4)	53 (39)	10 (9)	91.0 (69.5)		21 (15)	14 (13)	8 (-)	32.0 (21.5)	
卸売業、小売業	728.5 (623.5)	93 (87)	25 (18)	150 (156)	38 (42)	380.0 (369.0)		31 (25)	3 (6)	101 (92)	50 (42)	191.0 (169.0)		65 (48)	104 (75)	81 (-)	157.5 (85.5)	
金融業、保険業	283.5 (273.5)	65 (65)	4 (5)	75 (77)	18 (16)	218.0 (220.0)		9 (9)	0 (0)	21 (16)	0 (0)	39.0 (34.0)		24 (17)	3 (5)	2 (-)	26.5 (19.5)	
学術研究、専門・技術 サービス業	66.5 (56.0)	14 (12)	0 (0)	24 (22)	3 (3)	53.5 (47.5)		0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)		8 (5)	1 (1)	1 (-)	9.0 (5.5)	
宿泊業、飲食サービス業	57.5 (60.5)	6 (7)	1 (1)	16 (17)	7 (6)	32.5 (35.0)		1 (1)	1 (1)	15 (16)	5 (5)	20.5 (21.5)		3 (4)	3 (0)	0 (-)	4.5 (4.0)	
生活関連サービス業、 娯楽業	381.5 (243.0)	30 (27)	4 (6)	43 (40)	16 (16)	115.0 (108.0)		74 (31)	5 (3)	84 (49)	4 (3)	239.0 (115.5)		18 (16)	13 (7)	6 (-)	27.5 (19.5)	
教育、学習支援業	46.5 (46.0)	9 (9)	2 (1)	18 (19)	4 (3)	40.0 (39.5)		3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)		0 (0)	1 (1)	0 (-)	0.5 (0.5)	
医療、福祉	896.0 (806.5)	112 (110)	44 (38)	209 (192)	69 (64)	511.5 (482.0)		40 (40)	26 (24)	121 (107)	66 (58)	260.0 (240.0)		71 (50)	75 (69)	32 (-)	124.5 (84.5)	
サービス業	846.5 (796.5)	78 (70)	32 (26)	185 (187)	54 (61)	400.0 (383.5)		52 (49)	12 (10)	203 (195)	36 (41)	337.0 (323.5)		76 (72)	45 (35)	22 (-)	109.5 (89.5)	
その他	177.0 (173.5)	31 (31)	5 (6)	40 (41)	4 (3)	109.0 (110.5)		9 (9)	3 (3)	27 (26)	5 (6)	50.5 (50.0)		15 (12)	3 (2)	2 (-)	17.5 (13.0)	

注: (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

① 企業数 区分	② 法定雇用者数 の算定の基礎とな る労働者数	③ 雇者の数					④ 表層雇用 E÷②×100	⑤ 法定雇用者達 の企業数	⑥ 法定雇用率 割合		
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者 ある短時間 労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び重 度の知的障 害者 (注4)	D. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び重 度の知的障 害者並び に精神障害 者である短 時間労働者 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D E×0.5					
製造業計	企業 634 (598)	102,039.0 (99,313.5)	495 (482)	21 (18)	1,160 (1,055)	52 (52)	2,197.0 (2,063.0)	183.0 (180.5)	2.15 (2.08)	396 (382)	62.5 (63.9)
食料品・たばこ	企業 65 (59)	8,190.0 (7,628.0)	26 (24)	2 (5)	111 (89)	10 (12)	170.0 (148.0)	20.0 (19.0)	2.08 (1.94)	40 (38)	61.5 (64.4)
繊維工業	29 (29)	3,111.5 (3,185.0)	16 (21)	0 (0)	39 (38)	2 (1)	72.0 (80.5)	5.0 (8.5)	2.31 (2.53)	17 (19)	58.6 (65.5)
木材・家具	27 (27)	4,018.5 (3,964.5)	15 (17)	0 (0)	51 (49)	1 (1)	81.5 (83.5)	1.0 (1.0)	2.03 (2.11)	16 (17)	59.3 (63.0)
パルプ・紙・印刷	48 (47)	5,518.0 (5,453.5)	25 (22)	2 (2)	53 (53)	1 (1)	105.5 (99.5)	11.0 (8.0)	1.91 (1.82)	30 (28)	62.5 (59.6)
化学工業	63 (60)	12,807.0 (12,606.5)	70 (65)	3 (4)	125 (126)	9 (12)	272.5 (266.0)	19.5 (28.0)	2.13 (2.11)	36 (39)	57.1 (65.0)
窯業・土石	59 (55)	7,057.5 (7,412.0)	36 (36)	1 (1)	95 (106)	7 (7)	171.5 (182.5)	6.5 (21.5)	2.43 (2.46)	47 (46)	79.7 (83.6)
鉄鋼	8 (8)	1,090.5 (1,099.5)	3 (3)	0 (0)	16 (15)	0 (0)	22.0 (21.0)	1.0 (2.0)	2.02 (1.91)	4 (4)	50.0 (50.0)
非鉄金属	11 (8)	1,573.5 (1,287.0)	6 (5)	0 (0)	18 (11)	2 (0)	31.0 (21.0)	7.5 (4.0)	1.97 (1.63)	7 (5)	63.6 (62.5)
金属製品	61 (52)	7,749.5 (7,301.5)	34 (32)	2 (1)	102 (85)	5 (5)	174.5 (152.5)	17.5 (16.0)	2.25 (2.09)	38 (32)	62.3 (61.5)
電気機械	49 (45)	11,980.0 (11,513.5)	76 (75)	3 (1)	114 (90)	4 (3)	271.0 (242.5)	20.5 (9.5)	2.26 (2.11)	31 (32)	63.3 (71.1)
その他機械	175 (168)	33,988.0 (32,989.0)	165 (163)	6 (2)	378 (342)	8 (9)	718.0 (674.5)	59.5 (55.0)	2.11 (2.04)	102 (97)	58.3 (57.7)
その他	39 (40)	4,955.0 (4,873.5)	23 (19)	2 (2)	58 (51)	3 (1)	107.5 (91.5)	14.0 (8.0)	2.17 (1.88)	28 (25)	71.8 (62.5)

注 (1) (1)の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	①障害者の数		②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数			
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e) ×0.5
製造業計	2,197.0 (2,063.0)	351 (352)	15 (10)	575 (578)	31 (29)	144 (130)	6 (8)	432 (379)	18 (10)	735.0 (652.0)	141 (98)	15 (13)	12 (-)	154.5 (104.5)
食料品・たばこ	170.0 (148.0)	18 (19)	0 (1)	38 (32)	6 (6)	8 (5)	2 (4)	59 (48)	4 (3)	79.0 (63.5)	12 (9)	2 (3)	2 (-)	14.0 (10.5)
繊維工業	72.0 (80.5)	9 (14)	0 (0)	21 (23)	2 (0)	7 (7)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	28.0 (27.0)	4 (2)	0 (1)	0 (-)	4.0 (2.5)
木材・家具	81.5 (83.5)	13 (15)	0 (0)	28 (29)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	22 (19)	0 (0)	26.0 (23.0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	1.0 (1.0)
パルプ・紙・印刷	105.5 (99.5)	16 (15)	0 (0)	26 (32)	1 (0)	9 (7)	2 (2)	20 (18)	0 (0)	40.0 (34.0)	6 (3)	1 (1)	1 (-)	7.0 (3.5)
化学工業	272.5 (266.0)	34 (32)	2 (3)	49 (55)	3 (6)	36 (33)	1 (1)	59 (59)	5 (4)	134.5 (128.0)	13 (12)	5 (2)	4 (-)	17.5 (13.0)
窯業・土石	171.5 (182.5)	25 (26)	1 (1)	55 (62)	6 (6)	11 (10)	0 (0)	36 (40)	1 (1)	58.5 (60.5)	4 (4)	0 (0)	0 (-)	4.0 (4.0)
鉄鋼	22.0 (21.0)	2 (2)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	10.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)
非鉄金属	31.0 (21.0)	6 (5)	0 (0)	9 (6)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4.0 (3.0)	5 (2)	0 (0)	0 (-)	5.0 (2.0)
金属製品	174.5 (152.5)	26 (25)	2 (1)	46 (41)	2 (2)	8 (7)	0 (0)	36 (27)	3 (0)	53.5 (41.0)	19 (17)	1 (3)	1 (-)	20.0 (18.5)
電気機械	271.0 (242.5)	64 (64)	2 (0)	62 (62)	2 (2)	12 (11)	1 (1)	32 (20)	2 (1)	58.0 (43.5)	19 (8)	1 (0)	1 (-)	20.0 (8.0)
その他機械	718.0 (674.5)	118 (119)	6 (2)	194 (190)	5 (6)	47 (44)	0 (0)	132 (118)	1 (0)	226.5 (206.0)	50 (34)	4 (3)	2 (-)	53.0 (35.5)
その他	107.5 (91.5)	20 (16)	2 (2)	39 (38)	1 (0)	3 (3)	0 (0)	10 (7)	2 (1)	17.0 (13.5)	8 (6)	1 (0)	1 (-)	9.0 (6.0)

注 (1) ②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数							③障害者の 数が50人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	
規模計	716 (100.0%)	497 (69.4%)	137 (19.1%)	46 (6.4%)	25 (3.5%)	10 (1.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	434 (60.6%)
45.5-100人未満	405 (100.0%)	385 (95.1%)	20 (4.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	378 (93.3%)
100-300人未満	225 (100.0%)	93 (41.3%)	94 (41.8%)	29 (12.9%)	8 (3.6%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	55 (24.4%)
300-500人未満	49 (100.0%)	15 (30.6%)	13 (26.5%)	11 (22.4%)	8 (16.3%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.0%)
500-1000人未満	22 (100.0%)	3 (13.6%)	6 (27.3%)	6 (27.3%)	4 (18.2%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	15 (100.0%)	1 (6.7%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)	4 (26.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。